# 入　札　公　告

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和８年９月２日

栃木市長　　琴　寄　昌　男

１　入札対象工事

| | |
|---|---|
| 番　　号 | 工事-116 |
| 工 事 名 | 東陽中学校技術室棟屋根改修工事 |
| 工事箇所 | 栃木市大宮町地内 |
| 工　　期 | 本工事は、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資機材の調達及び労働力の確保に資する余裕期間を設定した任意着手方式の工事である。<br>実工期：工事着手日から 90 日間<br>ただし、契約締結日の翌日から起算して 21 日を経過する日の翌日までに工事に着手すること。（工事着手日は土日祝日を除く。） |
| 工事概要 | 建築工事　屋根改修工事　　1　式 |
| 予定価格 | 19,690,000 円（税抜き） |
| 最低制限価格 | 事後公表 |
| そ の 他 | 本工事は、「週休２日制工事（発注者指定型）」の対象工事である。 |

２　入札に参加できる者に必要な資格要件

（１）本工事の入札に参加できる者は、栃木市の建設工事に係る入札参加資格の登録を受けている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

| 資　格　要　件 | 内　　容 | |
|---|---|---|
| ア　入札参加形態 | 単体による参加 | |
| イ　栃木市の令和７・８年度の建設工事入札参加資格において右に掲げる登録及び格付を受けている者であること。 | 工種 | 建築一式 |
| | 格付 | A級 |
| | 総合点数（※１） | ― |
| ウ　イに掲げる工種について、右に掲げる建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する建設業の許可を有すること。 | 一般建設業又は特定建設業 | |
| エ　右の要件を満たす営業所等（※２）がその地域内にあり、［　　］内に記載された地域区分として認定（※３）を受けていること。 | 栃木市内に本店があること。<br>［市内］ | |
| オ　完成引渡しが完了した（２）に掲げる同種・類似工事を元請として施工した実績を有すること。 | 適用しない。 | |
| カ　配置技術者 | 建設業法の規定に基づき、当該入札工事に対応する技術者を配置できること。 | |

| | | |
|---|---|---|
| キ　カの配置予定技術者が、元請として受注（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）した工事において、主任技術者、監理技術者又は現場代理人（カに掲げる資格等を有する者に限る。）として（２）に掲げる同種・類似工事を施工した経験を有すること。 | | 適用しない。 |
| ク　本工事に係る設計業務等の受託者である右に掲げる者と、資本又は人事面において関連のある建設業者（※４）でないこと。 | | 有限会社牧田設計 |
| ケ　右に掲げる工事の落札者でないこと。 | 工事名・工事箇所 | |
| コ　栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録制度実施要綱（平成２９年栃木市水道事業告示第５号）に定める登録を有すること。 | | 適用しない。 |
| サ　事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札）１に示す要件を満たしていること。 | | |

※１　総合点数とは、令和７・８年度栃木市建設工事入札参加資格認定通知書兼格付通知書又は格付（総合点数）変更通知書において通知した「総合点数」をいう。

※２　営業所等は、建設業法第３条に基づき設置されたものであること。

※３　［　　］に記載された地域区分として認定とは、令和７・８年度栃木市建設工事入札参加資格認定通知書兼格付通知書又は格付（総合点数）変更通知書において通知した「地域区分」をいう。

※４　資本又は人事面において関連のある建設業者とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受託者の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしていること。

イ　建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

（２）（１）における同種・類似工事は、次の条件に該当する工事とする。

| |
|---|
| 適用しない。 |

３　同時発注に係る入札条件

次に掲げる工事の落札候補者は、重複して落札候補者となることができない。

開札は、開札順位に従って執行し、順次落札候補者を決定する。

| 開札順位 | 番　　号 | 工　　事　　名 | 工　事　箇　所 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

４　入札日程等

| 手続き等 | 期間、期日等 | 方法、場所、問合せ先等 |
|---|---|---|
| 設計図書等の閲覧 | 本公告日から<br>令和８年９月２４日（木）<br>午後４時まで | 入札情報公開システムから閲覧又はダウンロードすること。 |
| 設計図書等に関する質問の提出 | 本公告日から<br>令和８年９月１４日（月）<br>正午まで | 様式：市ホームページから所定の様式をダウンロードすること。<br>提出：電子入札システムの質問提出機能に質問書のデータを添付し提出すること。 |

<table>
<tr><td>設計図書等に関する質問への回答</td><td>令和８年９月１６日（水）<br>午後４時まで</td><td>入札情報公開システムの当該公告のページに掲載する。</td></tr>
<tr><td>入札書の提出</td><td rowspan="2">令和８年９月１７日（木）<br>午前８時３０分から<br>令和８年９月２４日（木）<br>午後４時まで</td><td rowspan="2">・栃木市電子入札実施要綱による電子入札とする。<br>・電子入札システムにより入札金額を入力し、「積算内訳書」を電子入札の添付機能により添付すること。<br>・積算内訳書の様式は、市ホームページから所定の様式をダウンロードして作成すること。</td></tr>
<tr><td>積算内訳書の提出<br>（入札書に添付）</td></tr>
<tr><td>開札</td><td>令和８年９月２５日（金）<br>午前１０時００分</td><td>栃木市役所本庁舎３階　３０１会議室</td></tr>
<tr><td>開札への立ち会い</td><td colspan="2">入札参加者は、事前に連絡のうえ、開札に立ち会うことができる。</td></tr>
<tr><td>電子くじ</td><td colspan="2">有効最低入札価格で入札をした者が２以上ある場合には、電子入札システムによる「電子くじ」により落札候補者を決定する。</td></tr>
<tr><td>事後審査型条件付き一般競争入札<br>参加資格要件確認申請書等の提出</td><td>提出を求められた日から起算して２日以内<br>午前９時から午後４時まで<br>（正午から午後１時までを除く）</td><td>様式：入札情報公開システムからダウンロードすること。<br>提出先：栃木市役所本庁舎３階　契約検査課<br>提出：持参による。</td></tr>
<tr><td>落札の可否の通知</td><td>確認申請書等の提出期限日から起算して２日以内</td><td>連絡：落札者にはＦＡＸにて連絡し、落札通知、契約関係書類を交付する。<br>交付場所：栃木市役所本庁舎３階　契約検査課</td></tr>
</table>

（注）１　期間を定めたものについては、栃木市の休日を定める条例（平成２２年栃木市条例第２号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除くものとする。また、期日を定めたものについて、その日が休日等に当たる場合は、その翌日とする。

２　期間を定めたもののうち、電子入札システム又は入札情報公開システムにおいて行う手続き等は、次に示すシステムの稼働時間内にのみ行うことができる。

電子入札システム稼働時間：休日等を除く午前８時３０分から午後８時

入札情報公開システム稼働時間：休日等を除く午前６時から午後１１時

３　開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

５　入札保証金等

| | |
|---|---|
| 入札保証金 | 免除 |
| 契約保証金 | 納付 |

６　契約書作成の有無

有（作成する）

７　支払条件

| | |
|---|---|
| 前金払 | 請求できる。（契約金額が２００万円以下の場合を除く。） |
| 中間前金払 | 請求できる。（契約金額が２００万円以下の場合を除く。） |
| 部分払 | 請求できる。 |

（注）中間前金払と部分払については、契約締結時にいずれかを選択する。なお、中間前金払を選択した場合は、部分払の請求はできない。

８　その他

（１）本公告に記載したもののほか、入札に係る事項は、栃木市電子入札実施要綱、同要綱運用基準及び事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札）等に示すとおりとする。

（２）落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）設計図書等に関する質問の提出は、上記「入札日程等」の「設計図書等に関する質問の提出」に記載のとおりとするが、その他不明の点については、次に照会すること。

栃木市　経営管理部　契約検査課　電話 0282-21-2361
FAX　0282-21-2674